

記念碑・記念樹・防犯カメラの設置に関する覚書

ふれあいファシリティズ（以下「甲」という。）及び岐阜県（以下「乙」という。）は、岐阜県県民ふれあい会館（以下「会館」という。）西側広場に設置した記念碑・記念樹・防犯カメラの設置後の管理の在り方を確認するため、次のとおり覚書を締結する。

1 経緯

- (1) 岐阜県と江西省が友好提携を締結してから25周年という節目の年を迎えるに当たり、従来から、江西省との交流を民間レベルで行っている岐阜日中協会から、県に対し、記念碑（石像）を寄贈したいとの提案がなされた。
- (2) 併せて、岐阜県日本中国友好協会及びオイスカ岐阜県支部から、記念碑周辺に記念植樹（ツツジ）をしたいとの提案がなされた。
- (3) そこで、これらの提案を検討した結果、県として受け入れることとし、会館西側広場に記念碑・記念樹を設置した。

2 記念碑設置・記念植樹後の管理体制

(1) 記念碑・記念樹等の財産管理等の主管

寄贈を受けた記念碑・記念樹等の所有権は乙にある。

記念碑・記念樹について、原則乙が財産管理等に責任を負う。

記念樹の維持管理（水やり・剪定、清掃等）について、原則として乙が行うこととする。

なお、甲は維持管理等に可能な範囲で協力する。

(2) 記念碑の倒壊等のため、第三者に怪我等をさせた場合等

原則として、乙が対応（治療費等の支出、マスコミ対応、訴訟対応など）する。

(3) 記念碑の破損による修繕等

原則として、乙が対応（経費を負担等）する。

3 防犯カメラの設置後の管理体制

乙は、記念碑に対する破壊行為等の抑止のため、記念碑周辺に防犯カメラを設置する。

なお、「防犯カメラの倒壊等のため、第三者に怪我等をさせた場合等」、「防犯カメラの破損等による修繕等」の対応は、2と同様、原則として、乙が対応する。

ただし、次の事項については、甲は可能な範囲で協力する。

(1) 防犯カメラの運用

モニターやレコーダーなどの機器は、会館守衛室内に設置することとし、甲の通常の警備の範囲内で、モニターの監視等の協力を行う。

(2) トラブルが起きた場合の対応

何らかのトラブルが起きた場合、第一義的には、甲から乙へ伝達し、伝達を受けた乙は、内容を確認の上適切に対応することとし、必要に応じ警察へ連絡する。

(3) 維持費（電気代）の負担

乙の依頼に基づき、甲が負担する。

平成26年2月25日

甲 ふれあいファシリティズ代表者
ハヤックス株式会社代表取締役 早川 知明

乙 岐阜県知事 古田 肇

